

令和6年度 日本学生支援機構「授業料後払い制度」申請可否早見表

あなたの状況	令和6年度「授業料後払い制度」の申請可否		備考
学部生	不可		「授業料後払い制度」の対象は「令和6年度に大学院修士段階※1へ入学する学生」です
大学院博士課程※2の学生			
令和6年3月31日以前の入学者			
令和6年4月に 修士段階※1に入学する方	①学部等で以下のいずれかの支援対象となっていた ・「日本学生支援機構の給付奨学金」※3 ・「高等教育の修学支援新制度による授業料免除」※4	①と②両方の 該当者のみ 可	ただし、日本学生支援機構の第一種奨学金の申請者は「授業料後払い制度」を申請できません <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和6年度「予約採用」による採用候補者は、第一種奨学金の採用を辞退すれば「授業料後払い制度」の申請が可能です(ただし、審査により「授業料後払い制度」に採用されない場合がありますので、第一種奨学金の採用辞退については慎重に検討してください) ➢ 令和6年度「在学採用」で第一種奨学金を申請する場合は「授業料後払い制度」を申請できません ➢ 「返還免除内定制度」の第一種奨学金返還免除内定者または認定結果が未確定の方が「授業料後払い制度」を希望する場合は返還免除内定が無効になります(返還免除内定を有効化するためには「第一種奨学金」を申請してください)
	②学部等を卒業後に就労等を挟まずに 大学院へ進学する		
	上記①と②に該当しない項目がある	不可	
令和6年度の秋季入学で 修士段階※1に入学する方	可		ただし、日本学生支援機構の第一種奨学金の申請者は「授業料後払い制度」を申請できません

※1 「修士段階」には修士課程、博士前期課程(5年一貫制博士課程の博士前期相当学年を含む)及び専門職学位課程が該当します。

※2 「博士課程」には、博士後期課程、医歯薬学博士課程、5年一貫制博士課程の博士後期相当学年の学生を含みます。

※3 「日本学生支援機構の給付奨学金」は2020年度以降採用のもの(「高等教育の修学支援新制度」に基づくもの)のみ該当します。
2019年度以前採用の給付奨学金(旧制度)は該当しません。

※4 「学校独自の授業料等減免制度」は該当しません。